

業務委託設計書

設計	検算	照合	課長補佐 課長
----	----	----	---------

第	号	令和	8	年度	一般	一般会計	款	土木	項	公園墓園費	費	目	公園墓園維持費	費	所屬	安芸区維持管理課	設計	R 7.12	提出	R 8.1	業務委託	請負	一般競争 随意契約
		委託金額				円	業務名称	安芸区内公園固形状廃棄物収集その他業務															
		金				円	安芸区内公園固形状廃棄物収集その他業務																

施行理由

本業務は、公園内の固形状廃棄物を分別収集し、適正に処理するものである。

設計概要

固形状廃棄物収集

- 公園清掃 1式
- 固形物収集 1式
- 分別・運搬 1式

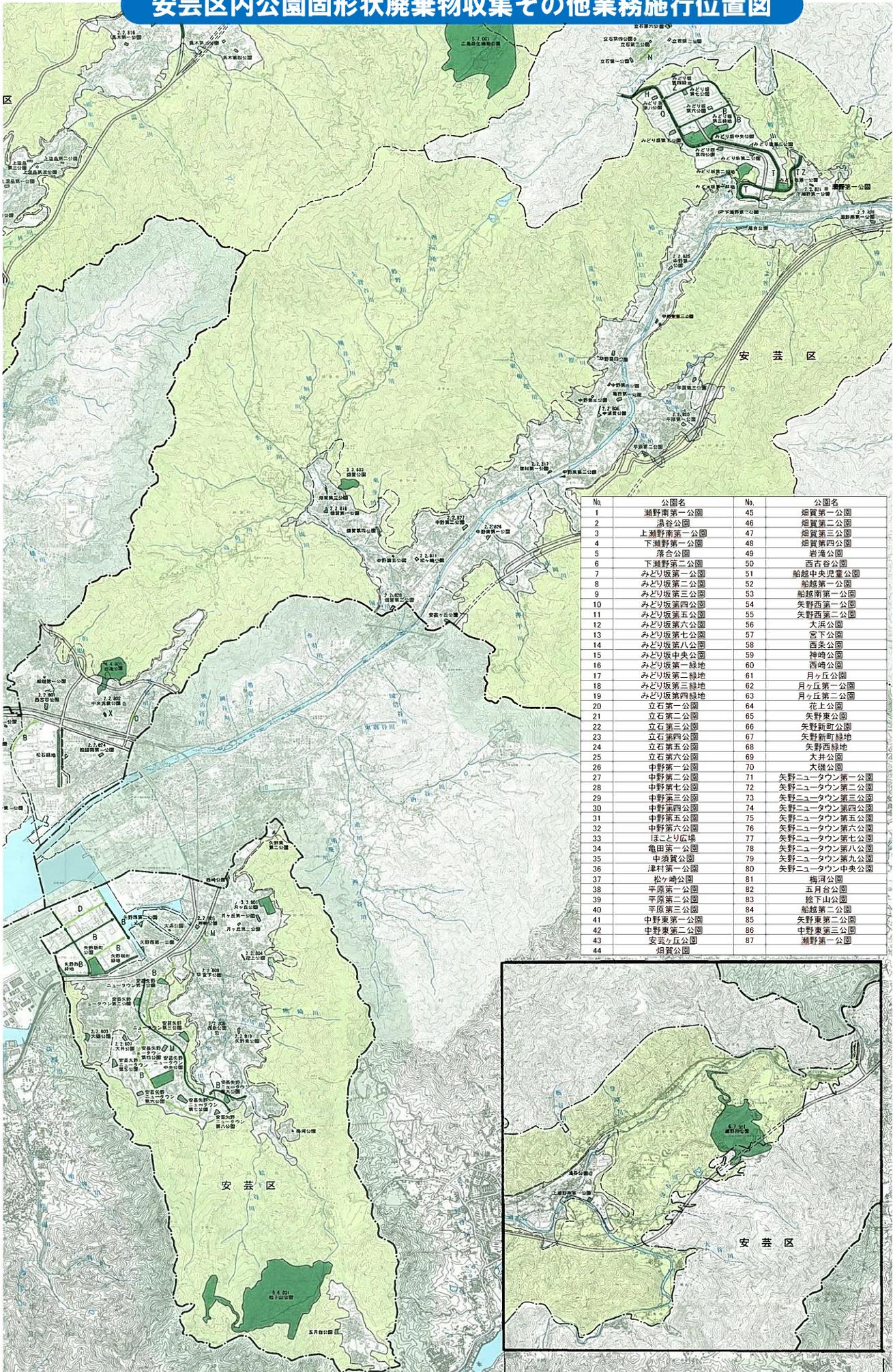
仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、安芸区内固形状廃棄物収集その他業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 業務場所
別紙安芸区内公園固形状廃棄物収集その他業務施行位置図のとおりとする。
- 3 業務内容
 - (1) 公園清掃は、園内に散乱している目に付くゴミを集め、ゴミカゴの中のゴミと合わせ収集すること。
 - (2) 公園内の収集は、園内に集積してある固形状廃棄物を定められた回数収集し、分別・破碎・圧縮などを行い、可燃物及び不燃物を発注者と協議のうえ、それぞれ適切な施設へ搬入すること。
- 4 報告事項
 - (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者を契約後直ちに所定の様式により報告すること。また、現場責任者に変更があった場合も同様とする。
 - (2) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、下記の書類等を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
 - ・業務実施報告書（所定の様式による）
 - ・数量内訳書（収集日ごとに廃棄物の数量を一覧表にする）
 - ・処分伝票の写し（発注者が求める場合は、原本を提示すること）
 - ・業務日報
- 5 遵守事項
作業中は、公園施設及び樹木に損傷を与えないよう注意し、公園利用者に迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。
- 6 本特記仕様書に定めていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

安芸区内公園固形状廃棄物収集その他業務施行位置図



No	公園名	No	公園名
1	瀬野南第一公園	45	畑賀第一公園
2	湯谷公園	46	畑賀第二公園
3	上瀬野南第一公園	47	畑賀第三公園
4	下瀬野南第一公園	48	畑賀第四公園
5	落谷公園	49	岩津公園
6	下瀬野第二公園	50	西占谷公園
7	みどり坂第一公園	51	船越中央児童公園
8	みどり坂第二公園	52	船越第一公園
9	みどり坂第三公園	53	船越南第一公園
10	みどり坂第四公園	54	矢野西第一公園
11	みどり坂第五公園	55	矢野西第二公園
12	みどり坂第六公園	56	大浜公園
13	みどり坂第七公園	57	宮下公園
14	みどり坂第八公園	58	西条公園
15	みどり坂中央公園	59	神崎公園
16	みどり坂第一緑地	60	西崎公園
17	みどり坂第二緑地	61	月ヶ丘公園
18	みどり坂第三緑地	62	月ヶ丘第一公園
19	みどり坂第四緑地	63	月ヶ丘第二公園
20	立石第一公園	64	花上公園
21	立石第二公園	65	矢野東公園
22	立石第三公園	66	矢野新野公園
23	立石第四公園	67	矢野新野緑地
24	立石第五公園	68	矢野西緑地
25	立石第六公園	69	大井公園
26	中野第一公園	70	大塚公園
27	中野第二公園	71	矢野ニュータウン第一公園
28	中野第七公園	72	矢野ニュータウン第二公園
29	中野第三公園	73	矢野ニュータウン第三公園
30	中野第四公園	74	矢野ニュータウン第四公園
31	中野第五公園	75	矢野ニュータウン第五公園
32	中野第六公園	76	矢野ニュータウン第六公園
33	ほこり広場	77	矢野ニュータウン第七公園
34	亀田第一公園	78	矢野ニュータウン第八公園
35	中須賀公園	79	矢野ニュータウン第九公園
36	津村第一公園	80	矢野ニュータウン中央公園
37	松ヶ崎公園	81	梅河公園
38	平原第一公園	82	五月谷公園
39	平原第二公園	83	緒上山公園
40	平原第三公園	84	船越第二公園
41	中野東第一公園	85	矢野東第一公園
42	中野東第二公園	86	中野東第二公園
43	安芸ヶ丘公園	87	瀬野第一公園
44	畑賀公園		